

次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人東京工業大学行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

基本コンセプト

男女の別なく職員の積極的な子育てへの参加の推進を図る。

内容

1 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子育てと仕事の両立支援のための制度の周知・情報提供

子育てに係る様々な制度をわかりやすく図解し、HPに掲載する
育児休業、育児短時間勤務、育児時間、遅出早出勤務、
子の看護休暇、出産付添等休暇、育児参加休暇、保育時間

- 【対策】 平成22年度 制度の図解、HP掲載コンテンツを検討する
研修での説明、講演会等の開催について検討する
平成23年度 子育て両立支援に係るHPを立ち上げる
研修での説明、講演会等について、可能なものから実施する
平成24年度～ HPの見直し、リニューアル等について検討し、
必要に応じて実施する

目標2 子の看護特別休暇を小学校第3学年修了まで拡大する

育児・介護休業法では『小学校就学前まで』義務付けられているが、
本学では、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間を『小学校第3学年
修了まで』としていることから、子の看護特別休暇にあっても同様に拡大

- 【対策】 平成22年度 制度の拡大について検討し、導入を決定する
平成23年度 勤務時間等規則を改正し、制度を導入する
新たな制度について、職員への周知(HP掲載等)する

目標 3 年次休暇の取得促進を図る

一の年に20日(前年の繰り越しを含めると最大40日)付与される年次有給休暇の取得を促進するため、年次休暇が取得しやすい環境を整備する。

- 【対策】 平成22年度 年次休暇取得状況を調査する
年次休暇が取得しやすい環境整備について検討する
平成23年度 環境整備策を実施し、職員への周知を図る
平成24年度～ 年次休暇取得状況を調査し、状況を把握する
調査結果に応じて、必要な環境整備等を検討、実施する

目標 4 子育てを行う職員の実情に応じた柔軟な勤務形態や育児補助のための支援を検討し、可能なものから実施する

- 【対策】 平成22年度 子育てを行っている職員・出産を控えている職員に、勤務形態・育児補助支援等に関するニーズを調査する
平成23年度 調査結果に基づき、勤務形態・育児補助支援策等を検討する
平成24年度～ 可能な勤務形態・育児補助支援策等を実施する